

新型コロナウイルス感染症の影響による

特別労働相談窓口のご案内

鳥取労働局では、中国で発生した「新型コロナウイルス感染症」について、国内における観光等経済活動に影響が出始めていることから、以下のとおり2月14日より「新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口」を開設しております。

- ★ 新型コロナウイルスに関連した特別休暇制度の導入に関する電話相談、企業訪問によるコンサルティング（無料）を実施しています。
- ★ 雇用調整助成金の特例措置の対象事業主の範囲の拡大についてご案内しています。
（特例措置の対象となる事業主を、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主に拡大）

開設場所

鳥取労働局 雇用環境・均等室 総合労働相談コーナー内
鳥取県鳥取市富安2丁目89-9

電話番号

0857-22-7000

開設時間

午前8時30分～午後5時15分
（土・日・祝日を除く）

相談内容

新型コロナウイルス感染症の影響による解雇、休業、雇用調整助成金等に関する労働相談

労働相談以外の相談窓口

今般の新型コロナウイルス感染症の発生について、厚生労働省の電話相談窓口を設置しております。

電話：0120-565653

受付時間：午前9時～午後9時（土・日・祝日も実施）



厚生労働省鳥取労働局

ひと、くらし、
みらいのために

(R2.3.2)